

荒尾市民病院院内テレビシステム設置運營業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 29 年 11 月 17 日

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海
(公印省略)

荒尾市民病院院内テレビシステム設置運營業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、荒尾市民病院において、入院患者の療養環境の充実及びサービス向上を目的とし、「荒尾市民病院院内テレビシステム設置運營業務」の委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 「荒尾市民病院院内テレビシステム設置運營業務」
- (2) 業務内容 「荒尾市民病院院内テレビシステム設置運營業務仕様書」を基準とする。

3. 契約期間

- (1)平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (4 か年間)
- (2)前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、契約期間を変更することができるものとする。
 - ア 契約条件に違反する行為があると認められるとき。
 - イ 参加資格の欠格要件に該当することが判明したとき。
 - ウ 病院の新築移転の時期により、契約期間が前後する場合。

4. テレビシステム等設置場所

熊本県荒尾市荒尾 2600 番地 荒尾市民病院内

5. スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| (1) 公表及び資料配布開始 | 平成 29 年 11 月 17 日(金) から 11 月 30 日(木) |
| (2) 説明会(現地見学会) | 平成 29 年 12 月 1 日(金) 14 時から |
| (3) 質問受付 | 平成 29 年 12 月 1 日(金)から 12 月 5 日(火)まで |
| (4) 参加資格確認申請書受付 | 平成 29 年 12 月 1 日(金)から 12 月 5 日(火)まで |
| (5) 質問回答 | 平成 29 年 12 月 6 日(水) |
| (6) 参加資格の審査 | 平成 29 年 12 月 6 日(水) |
| (7) 企画提案書の提出 | 平成 29 年 12 月 8 日(金)から 12 月 15 日(金)まで |
| (8) プレゼンテーション審査の実施 | 平成 29 年 12 月 22 日(金) 14 時から |
| (9) 審査結果通知 | 平成 29 年 12 月 25 日(月) |
| (10) 業務引継開始 | 平成 30 年 1 月 1 日(月) から |

6. 本プロポーザブルへの参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去 5 年間で、200 床以上の医療機関又は福祉施設において、設置運営の実績を有する者であること。

7. 説明会及び現地見学会の実施について

- (1) 開催日時 平成 29 年 12 月 1 日(金)14 時から(説明会終了後、現地見学を実施)
- (2) 開催場所 荒尾市民病院地域医療研修センター
- (3) 申込受付期間 平成 29 年 11 月 24 日(金)12 時まで
- (4) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾 2 6 0 0 番地
荒尾市民病院総務課施設係
- (5) 提出方法 説明会参加申込書【様式 1】の郵送、持参、FAX による提出
FAX 番号 0968-63-1189

8. 資料等の配付について

- (1) 配付資料
 - ・ 説明会参加申込書【様式 1】
 - ・ 荒尾市民病院院内テレビシステム設置運営業務企画提案書提出要項
 - ・ 荒尾市民病院院内テレビシステム設置運営業務仕様書
 - ・ 実績表【様式 1-2】
 - ・ 参加資格確認申請書【様式 2】
 - ・ 質問書【様式 4】
 - ・ 院内テレビシステム設置運営業務にかかる企画提案辞退届【様式 5】
- (2) 配付期間
平成 29 年 11 月 17 日(金)から 11 月 30 日(木)まで

9. 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

なお、企画提案書の内容等詳細については、「荒尾市民病院院内テレビシステム設置運営業務企画提案書提出要項」に基づくものとする。

- (1) 受付期間 平成 29 年 12 月 15 日(金)16 時 00 分まで
- (2) 受付時間 平日勤務日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで(但し、12 月 15 日は 16 時までとする。)
- (3) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾 2600 番地

荒尾市民病院総務課施設係

- (4) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。
郵送の場合は、受付期間中(最終日は16時まで)に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (5) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (6) 留意事項
 - ① 申請書類の著作権は申請者に帰属させる。但し、委託先に選定された申請者の申請書類については、荒尾市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
 - ② 申請を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式5】を提出すること。
 - ③ 提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
 - ④ 提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
 - ⑤ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。但し、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
 - ⑥ 荒尾市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
 - ⑦ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

10. 質問の受付及び回答

実施要領等についての質問を次のとおり受け、参加意向を示した全業者に対して回答します。但し、ノウハウに関わる部分等公表することにより申請書の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては回答はしないことを当該業者に伝える。

- (1) 受付期間 平成29年12月1日(金)から12月5日(火)17時15分まで
- (2) 提出様式 様式4 質問書
- (3) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾2600番地
荒尾市民病院総務課施設係
- (4) 提出方法 質問書の郵送、持参、FAXによる提出
- (5) FAX番号 0968-63-1189
- (6) 回答日 平成29年12月6日(水)

12. 企画提案書の審査

- (1) 審査方法 書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査により行う。
- (2) 審査日 平成29年12月22日(金) 14時00分から
- (3) 会場等 会場、時間その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) 説明時間 プレゼンテーションの時間は1社10分程度とする。
- (5) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。
プレゼンテーションの際に床頭台等の見本を展示してください。

13. 審査基準

院内テレビシステム設置運営業務の委託業者の選定に当たっては、下記の仕様を満たし、適正に運用できるかを判断するものとする。

- (1) 安定かつ継続的に当該事業を推進できる体制がとれる事業者であり、当該事業の運営に当たっては遅滞なく運営準備を進め、適正に事業を開始できること。
- (2) 安全を確保し、利用者へのサービスを向上できること。
- (3) 病院職員との強調を重視し、信頼を確保できること。
- (4) 病院職員が本来業務に専念できること。

14. 審査員

5～6名程度

15. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

16. 契約の締結

委託者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

17. その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、委託者は契約を解除できる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) 他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、委託者と受託者は誠意をもって協議する。

18. 問合せ先

荒尾市民病院総務課施設係 担当者：永井

TEL 0968-63-1115

FAX 0968-63-1189

E-mail : kazunori.28835@city.arao.lg.jp